

北九州市 PTA 協議会内規

北九州市 PTA 協議会役員選考委員会規定(案)

(名 称)

第 1 条 この会は、北九州市 PTA 協議会選考委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、北九州市 PTA 協議会会則第 7 条第 2 項に基づき、役員を選考を行うとともに、選考に際しては、各連合会の意向が反映され、かつ、北九州市 PTA の代表にふさわしい公平な人選を目的とする。

(期限及び構成)

第 3 条 役員選考のため、総会前に委員会を設け、総会終了と同時にその任を終える。

2 委員は、次のとおりとする。

小・中連携部会 4 名

特別支援学校部会 1 名 母親委員会代表 1 名

市小学校校長会長 1 名 中学校校長会長 1 名

特別支援学校校長会長 1 名

北九 P 協役員代表 1 名

3 校長会長を除く委員は、北九 P 協役員、各部会及び委員会の推薦により会長が委嘱する。

4 校長会長を除く委員は、役員候補となることができない。

(会 議)

第 4 条 第 1 回の委員会は、会長が招集し、正副委員長を互選により選出する。

2 その後の会議は、委員長のもとにすすめる。

(候補者の資格)

第 5 条 役員候補者は在学する児童、生徒の保護者（父母）で単位 PTA 会長もしくは会長経験者とする。会長任期は、連続 3 年を超えてはならない。なお、特別な場合（九州ブロック PTA 研究大会北九州大会、指定都市 PTA 研究大会等）に限り、再任を認める。

2 専務理事・常務理事・副会長は在学する児童、生徒の保護者（父母）で単位 PTA 会長もしくは会長経験者とする。任期は、連続 3 年を超えてはならない。（母代を除く）

3 監事は在学する児童、生徒の保護者（父母）で単位 PTA 会長もしくは会長経験者とする。監事の任期は、連続 3 年を超えてはならない。

(候補者の推薦及び承認)

第 6 条 委員会は、役員候補者の承諾を得たのち、理事会にはかり総会に推薦し、承認を得るものとする。

(付 則)

この規定は、昭和 63 年 3 月 18 日より実施する。

この規定は、平成 9 年 4 月 24 日より実施する。

この規定は、平成 19 年 6 月 8 日より実施する。

この規定は、平成 21 年 5 月 29 日より実施する。

この規定は、平成 22 年 5 月 10 日より実施する。

この規定は、平成 23 年 12 月 5 日より実施する。

この規定は、平成 25 年 6 月 1 日より実施する。

この規定は、平成 28 年 6 月 4 日より実施する。

この規定は、平成 29 年 1 月 10 日より実施する。